

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した世帯の方は必ずご確認ください。

「※住民税均等割非課税世帯相当水準以下」の判定方法

令和3年1月以降の任意の1ヶ月の収入に1年分の12を掛け、年収に換算し判定します。
収入の種類は、給与、事業不動産、年金です。非課税の公的年金等収入(遺族・障害年金など)は含まれません。

申請時点の世帯状況で、判定します。一度でも給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象となりません。

収入で要件を満たさない場合は、所得見込額での判定を行い、限度額以下であれば給付の対象となります。計算方法等は、提出書類「簡易な収入(所得)見込額の申立書」をご覧ください。

家族構成例	非課税相当 年間収入限度額	非課税相当 年間所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円	166.8万円

申請者が、障がい者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税世帯相当年間収入限度額は204.3万円、年間所得額は135.0万円と上記表のどちらか高いほうが限度額となります。

《申請方法》

給付金の受給には申請が必要です。
要件を満たす方は必要書類をご提出ください。

《提出書類》

- ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)
- ②簡易な収入(所得)見込額の申立書(家計急変者用)
- ③申請・請求者本人確認書類のコピー(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証等)
- ④受給口座を確認できる通帳やキャッシュカードのコピー
- ⑤「令和3年中の収入額」または「任意の1ヶ月の収入」の状況を確認できる書類のコピー
※①、②は町ホームページよりダウンロードまたは保健福祉課福祉係(5番窓口)でお渡しします。

《申請期限》

9月30日(金)(必着)

問い合わせ先 保健福祉課福祉係(32)6522

制度全般に関するご相談 厚生労働省コールセンター 0120(811)166

住民税非課税世帯等への 特別給付金のご案内

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するために住民税均等割非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付するものです。

■ 支給対象世帯

(1) 住民税均等割非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(2) 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

■ 給付額

1世帯あたり10万円(1世帯1回限り、(1)と(2)の重複受給はできません)

■ 受給方法

(1) 住民税均等割非課税世帯

対象と思われる世帯には、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を1月末に発送しています。内容を確認いただき**3月18日(金)**までに町に返送してください。

《注意事項》

- ・世帯の全員が、住民税が課されている者の扶養を受けている場合は対象外となります。
- ・住民税の申告がお済みでない方が世帯の中にいる場合は、確認書を送付していません。申告をしていただき、対象世帯となる場合には保健福祉課福祉係までお越しください。
- ・修正申告等により非課税世帯となった場合や対象世帯と思われるが通知がない場合等、ご不明な点がありましたら、ご連絡ください。

(2) 家計急変世帯

《申請できる世帯》

令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、「※住民税均等割非課税相当水準以下」の世帯